

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日)

目 次

◇規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十二年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十月鳥取県条例第四十一号）中別表第一の改正規定のうち緑町第三団地及びひばりが丘第四団地に関する部分の施行期日は、昭和五十二年三月十日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。
別表の第二種県営住宅の表の五輪の項の次に次のように加える。

緑町第三	一五、二〇〇円
ひばりが丘第四	一四、七〇〇円

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(家賃等の減額)

2 この規則の施行の日の前日において現に緑町第一団地、ひばりが丘第一団地又はひばりが丘第二団地に入居している者で次の表の上欄に掲げる県管住宅に入居したものに係る家賃については、その額を、鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」という。)第十二条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に減額する。

緑町第三		昭和五十二年三月十日から昭和五十三年三月三十一日まで	三、〇〇〇円
		昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日まで	六、〇〇〇円
		昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで	九、一〇〇円
		昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで	一二、一〇〇円
		昭和五十二年三月十日から昭和五十三年三月三十一日まで	二、九〇〇円
		昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日まで	五、八〇〇円
		昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで	八、八〇〇円
		昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで	一一、七〇〇円
ひばりが丘第四			

3 前項の規定により家賃が減額されることとなる者に係る割増賃料につ

いては、その額を、条例第二十一条第三項において準用する条例第十二条の規定に基づき、それぞれ前項の規定による減額後の家賃に条例附則第八項の規定により読み替えられた条例第二十一条第二項の倍率を乗じて得た額に減額する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】